

原管発官 R5 第 136 号
令和 5 年 11 月 1 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小 早 川 智 明

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき，下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け，昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号，昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号，昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号，昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号，昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号，平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号，平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号，平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号，平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号，平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号，平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号，平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号，平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号，平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号，平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号，平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号，平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号，平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号，平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号，平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 08 号，平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 30 号，平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 16 号，平成 10 年 10 月 29 日付平成

10・09・04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11・07・23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11・11・05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12・05・19 資第 4 号, 平成 13 年 1 月 5 日付平成 12・08・31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13・02・15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13・03・23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付平成 13・09・11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13・12・06 原第 2 号, 平成 14 年 3 月 18 日付平成 14・02・22 原第 10 号, 平成 14 年 5 月 7 日付平成 14・03・28 原第 1 号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14・06・05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14・07・12 原第 9 号, 平成 14 年 9 月 27 日付平成 14・08・29 原第 12 号, 平成 14 年 10 月 30 日付平成 14・10・18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15・04・07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15・06・30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15・09・25 原第 4 号, 平成 15 年 12 月 17 日付平成 15・11・17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15・12・24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16・05・28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付平成 16・08・27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17・03・16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17・07・12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17・09・01 原第 7 号, 平成 17 年 12 月 20 日付平成 17・12・06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・27 原第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18・06・30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19・03・05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19・06・22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19・07・31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19・09・28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19・12・14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日付平成 20・04・03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20・05・29 原第 19 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 28 号, 平成 20 年 10 月 24 日付平成 20・10・10 原第 8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21・01・28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21・10・30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21・12・16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22・05・26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23・10・07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23・12・13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号, 令和 2 年 10 月 30 日

付原規規発第 2010305 号, 令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205116 号, 令和 4 年 8 月 22 日付原規規発第 2208226 号, 令和 5 年 3 月 14 日付原規規発第 2303141 号, 令和 5 年 8 月 1 日付原規規発第 2308016 号, 令和 5 年 9 月 20 日付原規規発第 2309206 号及び 令和 5 年 10 月 24 日付原規規発第 2310242 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし, 下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 「原子力事業者としての基本姿勢」の変更について

セキュリティ強化の取組から得た気づき等を「原子力事業者としての基本姿勢」へ反映するため, 保安規定第 2 条(基本方針)の変更を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 当社は、7項目の回答等[*]で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。</p> <p>発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p>社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</p> <p>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</p> <p>2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な<u>投資を行い</u>、安全性向上を実現する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 当社は、7項目の回答等^{*1}で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。</p> <p>発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p>社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</p> <p>1. <u>廃炉をやりきる覚悟</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</p> <p>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</p> <p>2. <u>必要な経営資源の投入</u></p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な<u>経営資源(人、物、資金)を投入し、継続的な</u>安全性向上を実現する。</p>	<p>「原子力事業者としての基本姿勢」の変更について</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>6.</u> 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</p> <p><u>3.</u> 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</p> <p><u>4.</u> 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。 社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</p> <p><u>7.</u> 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。 現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所<u>の</u>情報を一元的に共有し改善<u>する</u><u>こと</u>で、安全性向上を実現する。</p> <p><u>5.</u> 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。 現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的に<u>さらなる</u>安全性向上を実現する。</p> <p>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</p>	<p><u>3.</u> <u>トップとしての責任</u> 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。 <u>社長は、トップとしてリーダーシップを発揮し、原子力安全監視室の補佐により、当社及び協力企業の従業員の意識と行動について、モニタリングを実施し、劣化兆候を把握した場合は、迅速かつ適切に対応し、継続的な安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>4.</u> <u>安全最優先の発電所運営</u> 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</p> <p><u>5.</u> <u>リスクの低減</u> 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。 社長は、自ら「<u>安全に絶対はない</u>」ということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を<u>自ら</u>学び、<u>現場の状況に応じた対応を自ら考え</u>、継続的なリスク低減を実現する。</p> <p><u>6.</u> <u>現地現物の観点による情報共有</u> 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。 現地現物の観点で発電所<u>現場</u>における課題を抽出し、本社・発電所<u>及び協力企業の関係者で組織や職位を超えて</u>情報を一元的に共有し改善<u>を図ることにより</u>、<u>継続的に</u>安全性向上を実現する。</p> <p><u>7.</u> <u>自主的な改善</u> 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。 <u>保安活動のパフォーマンスの確実な維持を図る。あわせて、CAP (Corrective Action Program : 是正処置プログラム) ※2を活用し、日常的に安全に関する課題の共有や対策に関する実質的な議論を行い、課題の兆候を早期に捉えて不適合を未然に防止するとともに、発生した不適合に対し是正処置を講ずる。</u> <u>さらに、</u>現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的<u>かつ継続的</u>に安全性向上を実現する。 <u>また、保安活動における変更管理の運用を徹底する。</u></p> <p>※<u>1</u>：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論、<u>並びに2023年8月31日東京電力に対する適格性判断の再確認に関する公開会合において当社がセキュリティ強化の取組から得た気づきより抽出した拡張・展開すべき事項</u>をいう。 ※<u>2</u>：<u>不適合及び不適合に至らない事象、社内外の運転経験等の情報を収集し、重要度に応じた管理、分析・評価をすることで、是正処置及び未然防止処置を行い、発電所の安全、業務品質の向上を進めていく活動。</u></p>	<p>「原子力事業者としての基本姿勢」の変更について</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年10月24日 原規規発第2310242号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年11月2日から施行する。</p> <p>2. 添付4の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」，「5・6・7号機全体図」及び「6号機原子炉建屋2階，1階」の変更は，管理区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付5の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は，保全区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和5年10月24日 原規規発第2310242号） （施行期日） 第1条 この規定は，令和5年11月2日から施行する。</p> <p>2. 添付4の「柏崎刈羽原子力発電所管理区域全体図」，「5・6・7号機全体図」及び「6号機原子炉建屋2階，1階」の変更は，管理区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付5の「柏崎刈羽原子力発電所保全区域図」の変更は，保全区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>「原子力事業者としての基本姿勢」の変更について</p>